

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センターにおける喫茶食堂・売店
及び自動販売機の設置・運営者の公募の公示

令和3年4月1日からの当病院内における入院患者、外来患者及び職員等（以下「患者等」という。）のための喫茶食堂・売店及び自動販売機の設置・運営者（以下「運営者」という）を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び賃借料等にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和3年2月25日

豊橋医療センター院長 恵美 宣彦

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センターにおける喫茶食堂・売店及び自動販売機の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当病院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行ない、患者等のための喫茶食堂及び売店、自動販売機の設置・運営の全般を実施する。

(3) 貸付(運営)期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日（24ヶ月）

（ただし、設備工事を伴う場合は、その工事期間を含む。）

なお、本件は『定期建物賃貸借契約』を締結することとしているので、契約期間の満了をもって契約を終了し、更新はない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画書及び見積書の提出者に要求される資格

独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）及び独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という。）の規程によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ② 法人等を設立して5年以上経過しており、喫茶食堂及び売店、自動販売機

の設置・運営について、各々良好な運営実績が3年以上あること。

- ③ 喫茶食堂及び売店、自動販売機の設置・運営について、本年10月1日現在で愛知県内に営業拠点（本店、支店、営業所）を有すること。
- ④ 喫茶食堂及び売店、自動販売機の設置・運営について、本年10月1日現在における運営実績（病院、一般企業等）を有すること。
- ⑤ 不正及び不誠実な行為がないこと。

(2) 企画書を特定するための評価基準（喫茶食堂、売店、自動販売機共通）

※ 詳細は〔説明書〕による。

- ① 経営・運営状況に関する評価
 - ・同種または類似業務の実績、その他主要業務の実績
- ② 営業時間およびメニュー等に関する評価
 - ・営業日、営業時間、メニューの種類、提供価格
- ③ スタッフに対する運用体制に関する評価
 - ・配置体制
 - ・教育研修マニュアル、研修計画の策定、実施状況
 - ・有資格者数（調理師免許）※喫茶食堂のみ
- ④ 商品及びサービス提供内容、運用管理に関する評価
 - ・利用者に向けた満足度に対する取り組み
 - ・苦情処理等に関する取り組み
- ⑤ 衛生管理体制等に関する評価
 - ・管理体制の確立、および取り組み
 - ・食材に関する管理体制
- ⑥ 廃棄物処理体制等に関する評価
 - ・処理体制の確立、および処理問題に対する取り組み
- ⑦ その他独自の提案に関する評価

3. 手続等

(1) 担当課・係

〒440-8510 愛知県豊橋市飯村町字浜道上50

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター 事務部 企画課
業務班長 幅上 弥

TEL:0532-62-0301(内線2271) FAX:0532-62-3352

(2) 説明書の交付期間及び場所

① 交付期間

令和3年2月26日(金)から同年3月12日(金)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

「(1)」に同じ

(3) 参加希望者(応募申込書)の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和3年3月12日(金)17時00分(必着)

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和3年3月12日(金) 17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参)

③企画書等の提出部数は各10部とする。

(5) 見積書の開封日時及び場所

①実施日時

令和3年3月16日(火) 11時00分

②実施場所

〒440-8510 愛知県豊橋市飯村町字浜道上50

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター

会議室1(病院本館2F)

見積書の開封は企画書を提出した事業者立ち会いの下で実施する。なお、開封に立ち会えない場合は、契約事務に直接関係しない当該職員を立ち会わせて実施する。選考結果の通知については、令和3年3月26日(金)までに参加者全員に通知する。

4. その他

(1) 手続きで使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 虚偽の内容が記載されている参加資格に関する確認書類並びに企画書及び見積書は無効とする。

(3) 契約書作成の要否 …………… 要

(4) 企画書のヒアリング …………… 必要に応じて実施

(5) 関連情報を入手するための窓口 …………… 上記「3.(1)」に同じ

(6) 詳細は、[説明書]による。

(7) 公募公示から決定に至る期間の営業活動は禁止するものとする。また、当事業に係る全ての質問については文書のみとする。

(質問の受付は、令和3年3月11日(木)までとし、参加者全員へ文書にて回答する。)